明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件（**中央選挙管理会**二六）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**四〇五）　二
○文部科学省認定社会通信教育講座の実施者の事務所の所在地を変更した件（**文部科学**九九）　六
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（**農林水産**一四九三）
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**一四九四）
○熊本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**八九二）
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（**同**八九三）
○道路に関する件（**関東地方整備局**二五七）
○都市計画に関する件（**同**二五八）
○道路に関する件（**北海道開発局**一八八～一九二）

〔国会事項〕

内閣　財務省

〔人事異動〕

官庁事項

〔官庁報告〕

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）

産　業

日本工業規格（経済産業省）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

特別支給手続開始決定、建設業の営業の停止命令関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○中央選挙管理会告示第二十六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十七年中央選挙管理会告示第三号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月二十日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十八年六月二十七日	生活の党と山本太郎となかまたち	略称	生活の党と山本太郎	生活

○法務省告示第四百五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年七月二十日

法務大臣　岩城　光英

京都地方法務局所属

関谷　政俊

○文部科学省告示第九十九号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十一条の規定により、事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同令第八条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十日

文部科学大臣　馳　浩

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	変更の時期
現代統計実務講座	各種職場の社会人に、統計調査の基礎知識と技術を授け、現代の統計調査実務を能率的に遂行し得る能力を付与するとともに、学習過程を通じて有能な社会人を育成することを目的とする。	昭和四十年四月一日	一般財団法人実務教育研究所	宮野　善郎	（新所在地）東京都新宿区四谷一丁目十八番地十二 （旧所在地）東京都新宿区新宿一丁目一番十二号	平成二十八年二月二十二日
校正実務講座	校正の基礎知識及び技術を習得させ、校正実務を能率的に遂行しうる能力を付与する。	昭和四十三年四月一日				
生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース	生涯学習ボランティアに必要な知識・技術を習得させるとともに、学習ボランティアとしての意識・態度を育成する。	平成三年一月二十五日				